

知事意見陳述

沖縄県知事の翁長雄志でございます。

本日は、本法廷において意見陳述する機会を与えていただきましたことに、心から感謝申し上げます。

本件訴訟の口頭弁論にあたり、私の意見を申し上げます。

まず冒頭述べさせていただきたいことは、一部では、辺野古新基地建設を巡る訴訟合戦というような形容をされておりますが、沖縄県としては、このような訴訟を提起することは決して本意ではないということです。

沖縄県としては、今回の岩礁破碎許可問題について、国に対し、繰り返し文書照会するなどして、問題解決に努めてまいりましたが、国からは、事実上の回答拒否としかとれない対応が繰り返され、真摯な協議を行う姿勢は見られませんでした。

実質的な協議ができないまま、沖縄防衛局が護岸工事に着手するに至り、沖縄県にとって重要な水産行政を預かる立場として、無許可の岩礁破碎等行為が今まさに行われようとしている状況を放置できないことから、本件訴えを提起せざるを得ないという判断に至ったものであります。

本件を解決するには、司法に判断を求めるしか手段がない状況となっていることに、何卒ご理解をいただきたいと考えております。

さて、四方を海に囲まれた本県の沿岸域には、「沖縄の海」を特徴づけるサンゴ礁のほか、砂浜、干潟、藻場などが発達しており、その海域に依存した漁業として、イセエビやシャコガイなどを対象とした潜り漁やモズク養殖などが行われております。

また、サンゴ礁のような浅海域は、一般的に、水産生物の産卵の場や稚仔魚の生育の場となるなど、漁場として利用される以外にも、水産資源の保護培養上、重要な役割を担っております。

そのため、沖縄県の水産行政としては、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図る上で、他県に類を見ないサンゴ礁の存在を念頭に置き、細心の注意を払って地域の実情に即した各種漁業関係制度の運用を行う必要があります。

その漁業関係制度の代表的なものが、岩礁破碎等の許可であります。

漁業法、水産資源保護法に基づき定められた、沖縄県漁業調整規則の第 39 条により、漁業権の設定されている漁場において、沖縄県知事の許可を受けることなく、岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取してはならないこととされております。

これは、まさに漁場内において、岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取する行為が、漁業活動に支障を与えることは当然のこと、水産動植物の生息や産卵する場所を直接的に改変し、さらに、餌場としての機能を損なわせるなど、漁業資源にとって、少なからず影響を及ぼす行為であることから、その行為を一律禁止し、知事の許可にかからしめることで、水産資源の保護培養等を図るものであります。

沖縄県はこれまで、水産庁からの技術的助言等を踏まえながら、この岩礁破碎等許可制度を適切に運用し、実績を積み重ねてまいりました。

普天間飛行場代替施設建設事業においても、沖縄防衛局は、平成 26 年には岩礁破碎等許可申請を行い、平成 29 年 3 月末までの許可を受けておりました。

しかしながら、沖縄防衛局は、この許可期限が切れる直前になって、今後の普天間飛行場代替施設建設工事に係る岩礁破碎行為について、許可申請を行わないとする旨の文書を、県に提出したのであります。

その対応の根拠とされた、水産庁長官の平成 29 年 3 月 14 日付け文書の内容は、これまでの政府見解や、水産庁自ら行ってきた地方自治法に基づく技術的助言と整合するとは到底考えられないものであります。

従来の見解に基づき、全国的に行政事例が積み重ねられてきた中、本県における行政実務としても、いわゆる漁業権の一部放棄が議決されたことをもって漁業権が消滅するとされたことはなく、当然、岩礁破碎許可を不要とする取り扱いも行っておりません。

この長年積み重ねられてきた漁業関係法令の運用に関する見解を、国は、辺野古案件のため、いわば恣意的に捻じ曲げたわけであり、このようなやり方は、国が常々述べている法治国家のあり方からほど遠いものであります。

今回のように、国にとって都合のよい解釈で法を運用することが許されるものなら、法の安定性が危ぶまれる事態に陥ると懸念をしております。

さらには、地方公共団体が行うどのような分野の事務についても、法令の所管省庁という立場を使って国の都合のよい関与を行うことに繋がりがねず、国と地方公共団体を対等・協力の関係とした地方分権改革の趣旨にも大きく反するものであります。

これは沖縄県だけの問題にとどまらず、全ての地方公共団体の自主性と自立性が脅かされかねない重大な問題とも言えます。

翻って、戦後 72 年を経た現在もなお、国土面積の約 0.6 パーセントである本県に約 70.4 パーセントの米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。

普天間飛行場もそれ以外の基地も戦後、県民が収容所に収容されている間に接收され、また、銃剣とブルドーザーで強制接收されて造られたものであり、県民自ら提供したものではありません。

土地を奪っておきながら、老朽化したから、世界一危険だから、辺野古が唯一の解決策だ、沖縄が負担しろ、嫌なら沖縄が代替案を出せというのは理不尽であり、日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。

沖縄県民は今日まで、誇りと尊厳をもって新基地反対という声を出し続けており、その主張は、一点の曇りもない正当な権利であります。私の思いもまた、県民と共にあります。

重ねて申し上げますが、多くの県民の負託を受けた知事として、辺野古に新基地を造ることなど絶対に許すことはできません。

その思いは今も揺るぎませんが、その一方で、私は法治国家において一行政を預かる者として、先の最高裁判決の趣旨に従うことが、あるべき態度だと判断し、埋立承認取消しを取り消しました。

しかし、埋立承認が有効であるとしても、沖縄県が国に対して、埋立てに当たって必要な手続を行うよう求めることは当然であり、法的に必要な手続において適正に審査することもまた当然であると考えております。

国は、その審査を避けるためにか、法令に基づき必要な手続である岩礁破碎等許可を「不要」と強弁し、埋立てにがむしゃらに突き進もうとしております。

本訴訟は、辺野古への新基地建設の是非そのものを問うものではありませんが、こと沖縄に関しては、自由・平等・人権・民主主義・自己決定権・地方自治に目もくれず、辺野古ありきで新基地建設に突き進む国の論理が、そして、国地方係争処理委員会が求めた「真摯な協議」も放棄した上で、法令に基づき行うべき手続をもないがしろにしようとする国の姿勢が強く問われているのではないかと感じております。

国は、漁業権に関する求釈明に一切応じず、法律上の争訟性、差止請求権のみを争点に審理を求めておりますが、裁判所が却下判決を下すと高を括り、公法上の義務を履行しないまま工事を推し進めるという開き直りを、国が率先して行い、それに司法がお墨付きを与えてしまえば、日本の法秩序はどうなってしまうのか、切実な危機感をもって憂慮しております。

冒頭にも申し上げましたが、この問題を解決するには、司法の判断によるほかありません。

この裁判を通して、守るべきルールは当然守るべきである、ただ、その当然のことを、当然のごとく判示していただきたいと考えており、裁判所には、公正なご判断を期待いたしております。

(以上)